

< 議決事項 >

技術部会の設置について

国土交通分野における科学技術政策について調査審議するため、社会資本整備審議会及び交通政策審議会の合同部会として、下記により技術部会を設置する。

記

- 1 社会資本整備審議会令（平成12年政令第299号）第7条第1項の規定により、審議会に技術部会を置く。
- 2 技術部会は、国土交通分野における科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議する。